

青森県立青森工業高等学校 応援団団則

第1章 総 則

- 第1条 本団は青森県立青森工業高等学校応援団と称する。
- 第2条 本団は本校生徒全員をもって組織し、応援活動に積極的に協力しなければならない。
- 第3条 本団は部活動を応援し、もって校風の高揚を図る事を目的とする。
- 第4条 本団の目的を完遂する為に次の事業を行う。
- (1) 部活動の応援
 - (2) その他目的完遂に必要な事項

第2章 役 員

- 第5条 本団は次の役員をおく。
- 団 長 1名
副団長 2名
幹 部 若干名
- (1学年は各ホームルームより必ず1名を選出し、2・3学年は希望者のみとする。)
- 第6条 団長は次の事柄を行う。
- (1) 応援団の年間計画を発表する
 - (2) 応援団の運営及び財産を管理する
 - (3) その他必要な事柄を行う
- 第7条 副団長は団長を補佐し、また団長が不在の時は、これに代わりその職務を代行する。
- 第8条 幹部は、団長の指示に従って応援団の運営に協力し団の発展に寄与する。
- 第9条 団長の選出は選挙によって行い、生徒会選挙管理委員会がこれを管理する。選挙に関する規程は別の定めによる。
- 第10条 副団長の選出は団長が行い、幹部の中から任命する。
- 第11条 幹部の選出は各ホームルームに委任する。
- 第12条 団長の任期は12月1日より翌年の11月30日までとする。
- 2 副団長及び幹部の任期は4月から翌年3月までの1か年とする。ただし、任期満了後2か月（高校総体まで）は新幹部を補佐する。
- 第13条 本団の役員にして本団の名誉を傷つけた場合、団長は代議員会の承認を得てその任を解くこととする。ただし、団長は代議員会において3分の2以上の代議員が不適当と認めた時、その任を解かれる。

第3章 団則改正

- 第14条 本団則は代議員会の決議を経て、生徒総会の承認を得て改正することができる。
- 第15条 本団則は昭和41年6月1日より施行する。

第4章 会 計

- 第16条 本会の運営に必要な経費は生徒会費によりまかなう。

附 則

- 平成19年4月 1日より一部改正
令和 6年4月 1日改訂
令和 7年4月30日一部改正